

海老名市教育委員会

(令和7年 6月 定例会議事日程)

日時 令和7年6月26日(木)

午後3時30分から

場所 えびなこどもセンター 2階 201会議室

【教育長報告】

【報告事項】

日程第 1 報告第 14号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

日程第 2 報告第 15号 令和7年度海老名市教育委員会非常勤特別職(社会教育委員)の委嘱について

【審議事項】

日程第 3 議案第 20号 海老名市教育委員会公印規程の一部改正について

日程第 4 議案第 21号 海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【審議事項(非公開予定)】

日程第 5 議案第 22号 令和7年度海老名市奨学生の決定について

海老名市教育委員会



令和 7 年度 6 月 定例会

【教育長報告】

1 主な事業報告

- | | |
|---------------|--|
| 5 月 2 8 日 (水) | 教育委員会 5 月定例会
教育課題研究会
東京都北区教育委員会訪問 |
| 2 9 日 (木) | 海老名市フルインクルーシブ教育推進協議会
海老名市三師会総会 |
| 3 0 日 (金) | 市議会第 2 回定例会本会議 (開会)
関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会・研修会
市議会一般質問振り分け・部内調整 |
| 3 1 日 (土) | 関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会・研修会
新単 P 会長予定者会 |
| 6 月 2 日 (月) | 朝のあいさつ運動 (中新田小)
教育委員会辞令交付式 |
| 3 日 (火) | 沖原先生叙勲市長面会
一般質問市長ヒアリング |
| 7 日 (土) | ひびきあい塾開校式
不登校支援団体ぼちぼち保護者交流会 |
| 1 0 日 (火) | 6 月校長会議
地域連携・小中一貫教育担当者会議 |
| 1 1 日 (水) | 市議会第 2 回定例会本会議一般質問① |
| 1 2 日 (木) | 市議会第 2 回定例会本会議一般質問②
小学校連合運動会実行委員会 |
| 1 3 日 (金) | 市議会第 2 回定例会本会議一般質問③ |
| 1 6 日 (月) | 特学親の会 |
| 1 7 日 (火) | 市議会第 2 回定例会本会議 (閉会) |



- 18日(水) 6月教頭会議
- 19日(木) フルインクルーシブ教育朝会訪問(柏ヶ谷中)
社会教育委員会議
フルインクルーシブ教育保護者会(杉久保小)
- 20日(金) フルインクルーシブ教育調査研究部会
架け橋プログラム推進協議会
- 21日(土) 災害対策本部訓練
市P連教育長・教育委員と語る会
- 24日(火) フルインクルーシブ教育朝会訪問(海老名小)
フルインクルーシブ教育保護者会(今泉小)
- 25日(水) 最高経営会議
学校地域ネットワークづくり運営委員会
いじめ問題対策連絡協議会
- 26日(木) 教育委員会6月定例会
教育課題研究会
市長定例記者会見
校長教頭合同懇談会



おはよう



2 「家庭（こどもにとって）」



さまざまな家族の形があり、家庭があります。

そして、その家族の一員として、唯一無二のたいせつな存在である、こどもがいたとしたら、そのこどもにとって、家庭はどうあるべきなんだろうと思うのです。

私は、教育を生業とするものとして、多くのこどもたちにかかわり、多くの家庭に接してきました。家庭の有様は、それぞれですので、それを比べて、それをよいとかよくないとか評するつもりはないのですが、自分で家庭を選べないこどもたちは、家庭に何を望んでいるのだらうと、あれこれ思うのです。

私は、わが子のために、保護者の務めとして、次の3つのことは、最低限、果たしてほしいと思っています。

- ご飯が腹いっぱい食べられること。
- お風呂にゆっくり入れること。
- ぐっすり寝る場所があること。

こどもたちは、成長とともに、保育園や幼稚園、学校と、家庭から離れた生活の場で過ごすようになります。

大人で言ったら、仕事に出ているようなもので、昼間の時間を過ごしたら、家に帰って、それぞれの家庭で、安心して、ゆっくりしたいんだろうなと思うのです。だから、私としては、3つのことを保護者にがんばってほしいと思うのです。

ある程度、自分がコントロールできる大人の自分にあてはめても、時に、仕事はそんな楽なものじゃないけれど、大変なこともあるけれど、明日もがんばろうと思うからです。

こどもたちも、きっとそうなんだろうなと思うのです。

そして、こどもたちは、親の姿を見て、自分の経験で学び、自分の親と同じように、家庭を営むことになるのです。

そう考えると、どうでしょう。

人ともかかわりの基本である、さまざまな家族の、いろんな色の家庭がありますが、大人の、保護者の役割は、こどもたちにとっても、自分たちにとっても、安心して過ごすことが家庭を作ることなのではないでしょうか。以上です。

※別紙参考

教職員への便り 令和7年度「いがすたいがすた」 第2号





いがすた いがすた

教育長だより 第2号

2025.5.29 伊藤 文康

新学期から、2か月が過ぎるところ、第一学期の折り返しとなりますが、
どうでしょう、学級は、学年は、学校は、順調に、進んでいるでしょうか。

こどもたちの、みなさんひとりひとりの、体調はいかがでしょう。

特に、異動したみなさん、新採用のみなさん、臨任等で務めはじめたみなさんは、新たな学校に慣れたでしょうか。心配なく過ごせているでしょうか。みなさんひとりひとりの様子が気にかかるところです。

また、ここから、梅雨の時期ということで、急に暑かったり、寒かったりします。空模様で、心も晴れ晴れしないところです。

体調管理には、充分に気をつけてください。忙しい毎日ですが、しっかり食えること、睡眠をとることを心がけてください。

そして、こどもたちや保護者のこと、日々の学習指導などで、困ったり、不安・心配があったりする場合は、早めに、まわりの人に相談してください。自分で抱えて無理をしないようにしてください。

第一学期の残り2か月も、みなさん、よろしく願います。

さて、6月になると、海老名耕地の田植えがはじまります。

こどもセンターのまわりの田んぼも田起こしが進んで、あとは水が入るのを待っているようです。稲作に取り組んでいる学校では、その準備に取り組んでいることでしょう。

私は、これから秋までの景色の移り変わり、＜田んぼが水鏡になって、柔らかい緑の苗が風に揺れて、日差しを受けてどんどん成長して色を濃くして、黄金色に輝き穂が垂れる＞を、楽しみにしているところです。

『ホッとする時間』

みなさんは、一日のうちで、仕事を忘れて、ホッとする時間が持てているでしょうか。

休みの日、何かに夢中になる時間を持てているでしょうか。

私は、勤務時間の3時間前から仕事をして、その分、夕方6時までには家に帰って、母といっしょに、BSの水戸黄門を見ながら、夕飯を食べるのが、毎日の楽しみであり、ホッとする時間です。

休みの日は、母を連れて買い物と散歩をします。目久尻川沿いの散歩では、今の時期、キジを探しながら散歩します。花のきれいな公園も散歩します。

みなさんは、どうでしょう。少しの時間でも、毎日、楽しみな、心がホッとする時間をたいせつにしてほしいと思うのですが、いかがでしょう。



報告第 1 4 号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月26日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

令和7年6月1日付けの海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、急施を要したことから臨時に代理し発令したことを報告するため

人 事 異 動 内 訳

令和 7 年 6 月 1 日付け

区 分	人 数	小 計	合 計
主任主事級	1 人	1 人	1 人

報告第 15 号

令和 7 年度海老名市教育委員会非常勤特別職（社会教育委員）の委嘱
について

令和 7 年度海老名市教育委員会非常勤特別職（社会教育委員）の委嘱について、
海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則
第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第 2 項の規定
により報告する。

令和 7 年 6 月 26 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

令和 7 年度海老名市教育委員会非常勤特別職（社会教育委員）の委嘱について、
急施を要したことから臨時に代理し委嘱したことを報告するため

令和7年度海老名市教育委員会非常勤特別職(海老名市社会教育委員)の 委嘱について

1 概要

任期満了に伴い、新たに海老名市社会教育委員を委嘱したため、報告する。

2 海老名市社会教育委員について

社会教育に関して教育委員会に意見を具申し、また社会教育に関する諸計画を立案する。

3 委嘱期間

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

4 委嘱する者

別紙名簿のとおり

海老名市社会教育委員名簿

No.	氏 名	所属組織（役職）	
1	金田 ゆかり	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (元今泉中学校PTA会長)	継続 (R5. 6. 1～)
2	栗山 明郎	社会教育関係者 (海老名市自治会連絡協議会代表)	継続 (H28. 6. 1～)
3	里村 修平	社会教育関係者(海老名市文化芸術協会代表)	新規
4	三田 英樹	学識経験者(青健連今里支部長)	新規
5	鈴木 剛	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (海老名市PTA連絡協議会代表)	新規
6	中谷 美砂	社会教育関係者 (海老名市スポーツ協会代表)	継続 (R2. 6. 1～)
7	中野 隆則	学識経験者 (元青少年指導員連絡協議会会長)	継続 (R2. 6. 1～)
8	橋本 絵美里	学識経験者 (元柏ヶ谷中学校PTA会長)	継続 (R1. 6. 1～)
9	松島 希	社会教育関係者 (海老名市学童保育連絡協議会)	継続 (R3. 6. 1～)
10	和田 修二	学校教育関係者 (海老名市小中学校長会連絡協議会代表)	新規

議案第 20 号

海老名市教育委員会公印規程の一部改正について

海老名市教育委員会公印規程の一部改正について、議決を求める。

令和7年6月26日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

学校が保管している公印印影の形式（配字）の整理及び学校が使用する公印使用簿を追加するため

海老名市教育委員会公印規程の一部改正について

標題規程について、学校が保管している公印の印影の形式（配字）を汎用的に規定しているが、学校の名称によって文字数が異なることから、学校ごとに行替えの位置を変えることができるよう、所要の改正を行う。

また、学校における公印の使用承認に学校公印使用簿を用いることができるよう、所要の改正を行う。

1 改正内容

- （１）別表備考に形式（配字）に係る読替え規定を追加する。
- （２）学校公印使用簿の様式の追加及び第10条の改正を行う。

2 施行日

令和7年7月1日

3 今後の予定

令和7年6月26日 6月定例教育委員会において審議

同年7月8日 政策会議に報告

同月23日 最高経営会議に報告

海老名市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

海老名市教育委員会公印規程（昭和 5 4 年教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のとおり改正する。

第 1 条中「その他教育機関」を「（以下「学校」という。）」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「（第 4 号様式）」の次に「（学校にあっては、学校公印使用簿（第 4 号の 2 様式）」を加え、同条第 3 項中「公印使用簿」の次に「（学校にあっては、学校公印使用簿）」を加える。

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 学校印、校長印及び校長職務代理者印中、何とあるのはそれぞれの学校名を入れる。
- 2 形式の配字については、適宜別行とし、「之印」とあるものは、適宜「之」を削ることができる。

第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第4号の2様式（第10条関係）

学 校 公 印 使 用 簿

使 用 年月日	使用者	件 名	あ て 先	部数	公印名	承認 印

附 則

この訓令は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

海老名市教育委員会公印規程（昭和54年教委訓令第2号）

新		旧
(趣旨) 第1条 この訓令は、海老名市教育委員会(以下「委員会」という。)及び委員会の所管に属する学校 <u>(以下「学校」という。)</u> における公印に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。 第2条～第9条 略 (公印の使用) 第10条 公印を使用しようとする場合は、決裁済の原議書を保管者又は公印取扱者(以下「保管者等」という。)に提示しなければならない。 2 事務処理上原議書を作成する必要があるものについては、前項の規定にかかわらず、公印使用簿（第4号様式）<u>(学校にあっては、学校公印使用簿（第4号の2様式）)</u> に必要事項を記入し、保管者等に提示しなければならない。 3 保管者等は、前2項の規定により提示された決裁済原議書又は公印使用簿 <u>(学校にあっては、学校公印使用簿)</u>（以下「決裁済原議書等」という。）を審査照合し、公文書として適当なものに限り、公印の使用を承認する。 4 保管者等は、公印の使用を承認したときは、承認の事実を文書管理システムに記録し、又は決裁済原議書等の所定欄若しくは適当な箇所に署名又は認印の押印をするものとする。 第11条～第15条 略 附則 略 別表 略 備考 <u>1 学校印、校長印及び校長職務代理人印中、何とあるのはそれぞれの学校名を入れる。</u> <u>2 配字については、適宜別行とし、「之印」とあるものは、適宜「之」を削ることができる。</u>		(趣旨) 第1条 この訓令は、海老名市教育委員会(以下「委員会」という。)及び委員会の所管に属する学校 <u>その他教育機関</u> における公印に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。 第2条～第9条 略 (公印の使用) 第10条 公印を使用しようとする場合は、決裁済の原議書を保管者又は公印取扱者(以下「保管者等」という。)に提示しなければならない。 2 事務処理上原議書を作成する必要があるものについては、前項の規定にかかわらず、公印使用簿（第4号様式）<u>に必要事項を記入し、保管者等に提示しなければならない。</u> 3 保管者等は、前2項の規定により提示された決裁済原議書又は公印使用簿 <u>(以下「決裁済原議書等」という。)</u> を審査照合し、公文書として適当なものに限り、公印の使用を承認する。 4 保管者等は、公印の使用を承認したときは、承認の事実を文書管理システムに記録し、又は決裁済原議書等の所定欄若しくは適当な箇所に署名又は認印の押印をするものとする。 第11条～第15条 略 附則 略 別表 略 備考 <u>学校印、校長印及び校長職務代理人印中、何とあるのはそれぞれの学校名を入れる。</u>

第1号様式～第4号様式 略

第1号様式～第4号様式 略

第4号の2様式 (第10条関係)

学校公印使用簿

使用 年月日	使用者	件名	あて先	部数	公印名	承認 印

(追加)

以下 略

以下 略

附 則

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

議案第 21 号

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議決を求める。

令和 7 年 6 月 26 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

国家戦略特別区域法及び児童福祉法の一部改正に伴い、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行いたいため

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について

1 趣旨

国家戦略特別区域法及び児童福祉法の一部改正(いずれも令和 7 年 4 月 25 日公布、令和 7 年 10 月 1 日施行)に伴い、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行う。

なお、条例の趣旨を変えない軽易な字句等の改正であることから、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分としたい。

2 改正内容

① 国家戦略特別区域法の一部改正に伴う改正

- ・同法第 12 条の 5 の改正（地域限定保育士に関する規定の削除）に伴い、当該条文を引用している条例の規定を次の通り改正する。

- ・第 11 条第 3 項第 1 号

「保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区地域限定保育士を含む。）の資格を有する者」

↓

「保育士の資格を有する者」

② 児童福祉法の一部改正に伴う改正

- ・同法第 33 条の 10 の改正（項の追加）に伴い、当該条文を引用している条例の規定を次の通り改正する。

- ・第 13 条

「学童保育事業者の職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる虐待行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。」

↓

「学童保育事業者の職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる虐待行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。」

3 施行日

令和 7 年 10 月 1 日

議案第 22 号

令和 7 年度海老名市奨学生の決定について

令和 7 年度海老名市奨学生の決定について、議決を求める。

令和 7 年 6 月 26 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

海老名市奨学生選考委員会からの答申に基づき、海老名市奨学生を決定したいため